

名古屋大学卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション
(TMI) 人材養成学位プログラム」教育研究支援経費実施要項

(趣旨)

第1 名古屋大学卓越大学院プログラム教育研究支援経費のうち、「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション (TMI) 人材養成学位プログラム」(以下「TMIプログラム」という。)に関するもの(以下「教育研究支援経費」という。)の実施に関し必要な事項は、「名古屋大学卓越大学院プログラム教育研究支援経費実施要項」(以下「全学要項」という。)に加え、この要項の定めるところによる。

(選考委員会の設置)

第2 全学要項第5に定める教育研究支援経費支給対象者選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、TMIプログラム運営委員会の委員により構成するものとする。

(支給対象及び支給内容)

第3 全学要項第4に定める支給対象者と支給内容は、次のとおりとする。

- 一 博士後期課程に在籍する正規履修生 上限月額十八万円
- 2 個々の履修生に支給する金額は、前項に定めた上限額に対し、総合的な視点から、選考委員会の議を経て、プログラム責任者が決定する。

(選考方法等)

第4 選考委員会は、全学要項第6第1項第2号に定める方法により、教育研究支援経費の支給対象となる候補者(以下「支給候補者」という。)をTMIプログラムの履修生から選考し、プログラム責任者に推薦するものとする。

- 2 全学要項第6第2項に定める教育研究支援経費の支給を希望する者(以下「支給希望者」という。)は、選考委員会に対し、名古屋大学卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション (TMI) 人材養成学位プログラム」教育研究支援経費申請書(以下「教育研究支援経費申請書」という。)を提出しなければならない。
- 3 教育研究支援経費申請書を提出すべき期日は、年度ごとに選考委員会で定める。

(選考基準)

第5 選考委員会は、新規支給希望者について、TMIプログラムの2年次終了時に実施する資格試験(QE)において、もしくは博士後期課程編入時選考において、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮して支給候補者を選考するものとする。

- 一 TMIプログラムにおける採用時からの履修状況(博士後期課程編入生については、博士前期課程で修めた単位及び研究開発従事経験)、意欲態度、及びその到達度
 - 二 他に受けている経済的支援措置の有無
- 2 新規支給希望者以外の支給希望者については、原則として支給を希望する年度の前年度に教育研究支援経費を受給している者を支給候補者とする。ただし、前年度において、TMI

プログラムにおける活動実態がないか又は著しく乏しい場合、若しくは学業成績又は修業態度に問題があると認められる場合は、この限りでない。

(継続審査)

第6 第5の規定にかかわらず、TMIプログラムの3年次終了時に実施する資格試験(QE)において、TMIプログラムにおける履修状況、意欲態度、及びその到達度が要求基準に満たさない場合には、その者を支給候補者とししないものとする。

2 前項に定める条件の詳細については、別に定める。

(支給額の変更)

第7 支給対象者が次の各号に該当する場合は、プログラム責任者は、選考委員会の議を経て、教育研究支援経費の支給額に対して、履修生に支給する上限額の4分の1を減ずることができる。

一 資格試験(QE)の時点において、履修により取得したポイントの累計が、正規履修生としての必要要件に達せず、猶予を与えられている場合

2 支給対象者が次の各号に該当する場合は、プログラム責任者は、選考委員会の議を経て、支給額を上限額に戻すことができる。

一 履修状況が正規履修生と同等の基準に達していることに加え、TMIプログラムの各行事、講義科目に対する参加・貢献状況が非常に優れていると認められる場合

二 超学際的な活動において非常に優れた実績を収めたと認められる場合

(教育研究支援経費の支給停止)

第8 支給対象者が次の各号に該当する場合は、プログラム責任者は、選考委員会の議を経て、全学要項第8第1項の定めるところにより教育研究支援経費の支給を一時停止するものとする。

一 名古屋大学学生の懲戒等に関する規程(平成17年度規程第75号。以下「学生懲戒規程」という。)第2条に定める行為を行った場合

二 盗作、剽窃等の研究者倫理に反する行為を行った場合

三 概ね二週間以上にわたる正当な理由のない欠席をした場合

四 非違行為又は怠業によりTMIプログラムへの参加資格を停止された場合

五 その他大学の名誉・信用を失墜させる行為を行った場合

六 TMIプログラムにおいて在籍できる基準を満たさなくなった場合

2 支給対象者が、学生懲戒規程第3条に定める懲戒を受けた場合には、教育研究支援経費の支給を取り止める。

(教育研究支援経費の支給再開等)

第9 第8により支給が一時停止又は支給が取り止めとなった次の各号の者に係る支給の再開又は開始については、当該各号の定めるところによる。

一 第8第1項第1号から第5号又は第2項に該当した者 必要に応じて選考委員会におい

て審議し、支給を再開又は開始するに足りると認められた場合に再開又は開始するものとする。この場合における審議に際しては、当該者に対して面接を行うことがある。

二 第8第1項第6号に該当した者 第5第1項に掲げるそれぞれの要素に基づく基準を満たした場合には、選考委員会の面接を経て再開する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。